

九世紀城柵の災害史料

宮城学院女子大学 鈴木琢郎

はじめに

第1章 城柵・官衙の移転と災害

第1節 志波城の移転と水害

第2節 嘉祥三年の出羽国地震と国府の移転

第2章 陸奥出羽両国の大規模災害と国家の対応

第1節 天長七年の出羽国地震

第2節 奥郡騒乱と災害 —貞観地震の前史—

第3章 大規模災害発生時の対応システムと城柵

第4章 貞観 11 年の大地震と大津波

おわりに

はじめに

本論は、「古代城柵と災害」といテーマの内、特に文献史学からアプローチをかけるものである。東日本大震災の後、現代的な要求もあり、文理が融合した学際的な地震史研究が盛況をみせている。このような中で歴史学も過去の地震を分析するという点から積極的に関与している。

さて、改めて指摘するまでもなく、過去の地震、特に被害実態を分析する上で文献資料に記された地震記事は重要な資料となる。しかし、被害状況のみに焦点をあわせて史料読解を行うと、史料の全体像を読み違い、被害状況の認識すら誤るおそれがある。また周知のように、文献資料の中身は決して「史実」とは限らない。よって文献資料から史実を抽出しようとする場合は、必ず史料批判という手続きがとられ、また内容構成上の全体の論理を踏まえたうえで細部・部分を読み込むという作業を行う必要がある。古代文献史学が行う史料分析の定石である。

以下の考察では、古代文献史学の基礎に立ち返り、古代東北史における大規模災害史料の基礎的読解作業を行った上で、第1章では大規模災害が城柵運営に如何なる影響を与えているのかという点、第2章では東北地方で発生する大規模災害に対する中央政府の対応について検討し、第3章では、陸奥・出羽国両国における災害対応システムの意義について分析する。最後に第4章では前章までの分析を踏まえて貞観地震・津波をいかに捉えるべきか、という点について考察していく。

第1章 城柵・官衙の移転と災害

当然のことではあるが、城柵が自然環境下に設置された構造物・施設である以上、自然災害が発生した際にはその影響を受ける。城柵の移転や停廃を問題にする際、物理的に城柵施設等に損害を与える自然災害の影響は無視できないものである。

ここでは、自然災害を契機として城柵・官衙の移転等が問題とされた史料の検討を行い、城柵移転の本質について再確認を行う。

第1節 志波城の移転と水害

延暦 22 年(803)に造営が開始された志波城は、東北の城柵中で最大規模、かつ最北に位置するものである。北上川支流の雫石川下流域に位置し、南部との連絡をとるための北上川水運はもとより、出

羽国との連絡の利便性を意識した立地である。

しかし水運上の要衝であることは、同時に水害多発地域であることも意味する。志波城の移転に関し、主要な論点の中に水害があることも以上の理由による。しかし近年、志波城の移転の理由を征夷の終了と軍縮(鎮兵・兵士の削減)に求める説が有力視されている。以下では水害と征夷終了・軍縮との関係について考察する。

【史料1】『日本後紀』弘仁2年(811)閏12月辛丑(11日)条

辛丑。征夷將軍參議從三位行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂奏言。

- A「今官軍一挙、寇賊無_レ遺。事須_下悉廢_二鎮兵_一、永安_中百姓_上。而城柵等所_レ納器仗軍糧、其數不_レ少。迄_二于遷納_一、不_レ可_レ廢_レ衛。伏望、置_二一千人_一充_二其守衛_一。其志波城。近_二于河浜_一。屢被_二水害_一。須_下去_二其処_一、遷_中立便地_上。伏望、置_二二千人_一、暫充_二守衛_一。遷_二其城_一訖、則留_二千人_一、永為_二鎮戍_一、自余悉從_二解却_一。
- B 又兵士之設、為_レ備_二非常_一。既無_二遺寇_一、何置_二兵士_一。但辺国之守。不_レ可_レ卒停_二。伏望、置_二二千人_一。其余解却。
- C 又自_二宝龜五年_一、至_二于当年_一、惣卅八歳、辺寇屢動、警口無_レ絶。丁壯老弱。或疲_二於征戍_一、或倦_二於転運_一。百姓窮弊、未_レ得_二休息_一。伏望、給_二復四年_一。殊休_二疲弊_一。其鎮兵者。以_レ次差點、輪転復免者。」
- 並許_レ之。

本史料は文室綿麻呂の奏を『日本後紀』が採録したものである。奏言の内容を申請案件別に分けると次の三つに区分できる⁽¹⁾。

Aは征夷終了に伴う鎮兵の廃止・削減にかかわる案件である。この鎮兵数削減に関わって志波城の移転のことが記されている。BはAと同様に征夷終了による兵士の削減について、Cは百姓休息に関する申請である。

さて、本奏において志波城の移転に関わる内容はどのように位置づけられているのか。Aの部分により詳しく分析すると、二つのことが申請されていることがわかる。一つは城柵に置かれている「器仗軍糧」の遷納中は鎮兵を廃止せず、その守衛に1000人を充てたいということ、一つは志波城の移転に関わって、移転中は2000人、移転後は1000人の鎮兵をもって守衛に充てたいというものである。この二つの申請の前提にはA冒頭にあるように、征夷終了により鎮兵を全廃して百姓に安息をもたらす必要がある、ということがある。すなわち、本奏を發し鎮兵の段階的な削減案が提示された第一の理由は、先の理由により鎮兵全廃が実行されようとしていた、もしくは鎮兵を全廃することが自明のことであつたからに他ならない。

Aの部分で以上のように解した場合、志波城の移転も本奏申請の前提となっていることが了承される。すなわち鎮兵削減策を提示した理由は恒常的な守衛が必要であるとともに、移転作業中も守衛が必要であるとされているから、この前段階で既に志波城移転は決定事項であつたと考えるべきである。

ここで問題となるのが、鎮兵全廃案と志波城移転との関係である。本奏から直接この両者の関係を伺うことはできない。すなわち、鎮兵全廃は「今官軍一挙、寇賊無_レ遺」が理由であるし、志波城移転の理由は頻繁に水害を被ることであつて、それぞれ別個に明確な理由が掲げられている。

しかし、この両者は全くの無関係ではない。まず確認するのは、征夷の終了に際して胆沢城以北の城柵が必要であると認識されていたことである。徳丹城の造営がそれを証明している。このように別地に城柵を新設した点を重視すれば、志波の地に城柵がある必要性が低下・消失したことを意味するのではないだろうか。そしてそれは、征夷の終了を一番の理由としているのだろう。

次に確認するのは、志波の地に城柵がある必要性が消失した段階で、あえて積極的に移転を決定したかである。すなわち、志波城存続が否定された積極的な理由ということになるが、これこそ本奏で述べられる水害問題ではないだろうか。本奏中では志波城は頻繁に水害被害に遭うとある。これは一

度の水害で志波城機能が停止して移転されたのではなく、通常の志波城経営における問題として水害があるということであり、移転以前の志波城は水害に遭うごとに修繕を繰り返して維持・管理されてきたことを意味する。

さて、このように度重なる水害をうけながらも志波城が維持・管理しえた理由の一つに、鎮兵の存在があるのではないだろうか。通常、城柵の修繕等は兵士が行うが⁽²⁾、当然、鎮兵も駐屯する城柵の修繕を行ったに違いない。この鎮兵が全廃されようとするのであれば、頻繁に水害復旧を要する志波城の運営は困難なものとなる。この志波城の維持・管理体制の問題が移転の直接の原因であり、本奏でもこの維持・管理体制を困難にさせる根本の原因である水害のことが移転理由として述べられているのではないだろうか。

以上の検討をまとめると、志波城の移転は、胆沢以北に城柵が必要であるにも関わらず、征夷の終了で鎮兵廃止が実行されようとしたため、維持・管理が困難となったことを理由に行われたものであり、この維持・管理を困難なものにした最大の理由が頻繁に起こる水害であった、と位置づけることができる。またより本質的な理由を求めようすれば、それは志波の地に城柵がある必要が消失したことにある。「志波の地に必ずしも城柵がある必要はなくなり、現存する志波城も頻繁する水害と、実行されようとしている鎮兵廃止案の二つにより維持管理の困難が予想された。その対策として、現状維持や規模縮小ではなく、若干南の徳丹の地に規模を縮小した城柵を新置する方が得策である」という政治的な判断が下されたのであろう。

第2節 嘉祥三年の出羽国地震と国府の移転

嘉祥3年の地震では、被害が深刻であり、地震発生後三十年余りを経ても、完全なる復旧がなされていないようすが伺える。そのような中、国府の移転が問題となっている。

【史料2】『日本文徳天皇実録』嘉祥3年(850)10月庚申(16日)条
庚申、出羽国言上、地大震裂、山谷易_レ处。压死者衆。

【史料3】『日本文徳天皇実録』嘉祥3年(850)11月丙申(23日)条
丙申、詔曰、

「紫極高映、運_レ亭毒_レ而不_レ言。黄屋尊居、播惠愛而無_レ恃。故勲華繼躅、未隔_レ於勤勞_レ。禹履垂_レ風、猶同_レ於含育_レ。朕忝奉_レ先訓_レ。虔撫_レ令凶_レ。飡_レ茶蓼_レ、以銷_レ神。睠_レ蒸庶_レ、以刻_レ思。而今、至誠不_レ暢、小信未_レ孚。陰德愆_レ和、柔祇告_レ譴。出羽州壤、偏_レ忘_レ銅龍之機_レ。辺府黎甿。空被_レ梟禽之害_レ。邑居震蕩、蹈_レ厚載_レ而不_レ安。城柵傾頽、想_レ難虞_レ而益恐。咸須_レ子視_レ、或至_レ於死傷_レ。独作_レ母臨_レ、何懈_レ於拯救_レ。宜_レ馳_レ星使_レ、就展_レ恩光_レ。其被_レ災尤甚、不_レ能_レ自存_レ、使_レ国商量、蠲_レ免租調_レ、并不_レ問_レ民狄_レ、開_レ倉廩_レ貸振。□其生業。莫_レ使_レ重困_レ、崩墻毀屋之下、所_レ有殘屍露骸、官為_レ収埋_レ。務申_レ優恤_レ、庶俾_レ委_レ凍者知_レ挾紘之温_レ、阻_レ飢者得_レ廩牢之飽_レ。(後略)」

【史料4】『日本三代実録』仁和3年(887)5月20日条

廿日癸巳。(中略)先_レ是、出羽守從五位下坂上大宿祢茂樹上言、

「国府在_レ出羽郡井口地_レ。即是、去延曆年中、陸奥守從五位上小野朝臣岑守、抛_レ大將軍從三位坂上大宿祢田村麻呂論奏_レ所_レ建也。去嘉祥三年、地大震動、形勢变改、既成_レ窪泥_レ。加之、海水漲移、迫_レ府六里所_レ、大川崩壊、去_レ陸一町余。両端受_レ害、無_レ力_レ隄塞_レ、堙落之期、在_レ於旦暮_レ。望請、遷_レ建最上郡大山郷保宝士野_レ、抛_レ其險固_レ、避_レ彼危殆_レ者。

太政大臣、右大臣、中納言兼左衛門督源朝臣能有、参議左大弁兼行勘解由長官文章博士橘朝臣広相、於_レ左仗頭_レ、召_レ民部大輔惟良宿祢高尚、大膳大夫小野朝臣春風、左京亮藤原朝臣高松等_レ、

問_レ彼国遷_レ府之利害_一、所_レ言參差、同異難_レ定。更召_二伊予守藤原朝臣保則_一、以_二高尚等詞_一問_レ之。保則言、

「国司所_レ請、非_レ無_二理致_一。」

保則高尚等元任_二彼国吏_一、応_レ知_二土地之形勢_一。故召_二問之_一。太政官因_二国宰解状_一、討_二覈事情_一曰。避_レ水遷_レ府之議、雖_レ得_二其宜_一、去_レ中出_レ外之謀、未_レ見_二其便_一。何者、最上郡地在_二国南辺_一。山有而隔、自_レ河而通。夏水浮_レ舟、纔有_二運漕之利_一、寒風結_レ凍、曾无_二向_レ路之期_一。況復秋田雄勝城、相去已遥、烽候不_レ接。又举納秋饗、国司上下、必有分_レ頭入_レ部、率_レ衆赴_レ城。若沿_レ水而往、泝_レ水而還者_一、徵發之煩、更倍_二於尋常_一、遞送之費、將_レ加_二於黎庶_一。晏然无事之時、縱能兼濟、警急不虞之日、何得_二周施_一。以_レ此論_レ之、南遷之事、難_レ可_二聽許_一。須_レ扨_二旧府近側高敞之地_一、閑月遷造、不_レ妨_二農務_一、用_二其旧材_一、勿_レ上_レ勞_二新採_一。官帳之數、不_レ得_二増減_一。勅_レ宜_二依_二官議_一、早令_レ上_レ行_レ之。

地震発生からの大まかな対応は次のごとくである。発生日時は定かではない。【史料 2】には「出羽国言上」とあるから、地震の第一報の公文(奏や解など)の日付が10月16日であったと思われる。その約一ヶ月後に出された【史料3】文徳天皇の詔に記される被害状況は出羽国からの第一報【史料2】よりも具体性を帯びている。おそらく、第一報の後も数度にわたり被害報告が出羽国から出されたのであろう。この被害報告をもとに詔が作成されたのではないだろうか。

また任命記事は確認できないが、【史料 4】の詔の中に「宜_レ馳_二星使_一、就展_二恩光_一」とあり、星使(=勅使)を遣わす旨が述べられている。これは後述する「検地震使」に相当する専使であると思われる。この星使は「使国商量、蠲_二免租調_一、并不_レ問_二民狄_一、開_二倉廩_一貸振」とあるように、国司とともに租調の免除や賑給のこゝろを行うことが主任務である。具体的な中身については後述する。

さて、嘉承3年の出羽国地震では、【史料 4】にあるように国府移転が問題とされている。地震発生後の37年後、仁和3年に出羽守坂上茂樹により国府移転の申請(解)が出された。すなわち、嘉承3年の地震で現国府(出羽国井口)は大きな被害を受け、地形は「窪泥」状を呈し、また海水が国府の間近(約6里)まで侵食し、河川の堤防も決壊してその役を果たさないほどの被害を受けた。よって地震被害を受けない堅固な地である最上郡大山郷保宝土野へ移転したいというものである。

この申請を受けた公卿議定では、出羽国司経験者に対して諮問を行う。第一には民部大輔惟良高尚、大膳大夫小野春風、左京亮藤原高松への諮問、第二に藤原保則への諮問を行った。藤原保則は「国司所_レ請、非_レ無_二理致_一」と、国司の申請には一定の道理があると回答した。

この出羽国司の申請(解)、及び藤原保則らの答申を受けて出した結論は次の如くである。すなわち、水難回避のための国府移転策は適切であるものの、「去_レ中出_レ外之謀、未_レ見_二其便_一」と、国府を出羽国の南辺である最上郡大山郷保宝土野へ移転させることは、国府の立地という点で不便であるから、「旧府近側高敞之地」へ移転する、というものである。

この嘉承3年地震に関わる国府移転問題の顛末で重要なのは、災害被害の有無に関わらず国府の立地は政治上利便な地にあるべきとする判断が下されたことである。最上郡大山郷保宝土野への移転を否定した理由は、管下である秋田城・雄勝城との距離や緊急連絡体系の不備の問題、国内各地へ「挙納秋饗」(春の出挙の貸付・秋の収納とそれにとまなう饗宴)のために入部することと秋田城・雄勝城への勤務のための往来の不便や等であり、出羽国司が通常業務を行ううえでの不便が挙げられる⁽³⁾。そもそも国府の立地も国政上の利便性が考慮されたはずである。地震被害、それにより生じた水害により結果的には国府は高台に移転されることとなるが、それでも「旧府近側」の地内での移転であったことは、出羽国の一般行政を運営する上では、この出羽郡井口の地が最適な場所として認識されていたことを意味する。

以上、自然災害と城柵・官衙の移転に関する史料を概観してきた。当然のことであるが、城柵や官衙の移転は、既存の地に政治的な好条件という立地条件が消失した際に始めて実現可能となるのである。

この条件が満たされた中で、自然災害や維持管理体制の問題が浮上し、具体的な移転がなされるのではないだろうか。志波城は志波の地に城柵がある必然性が消失していたから、災害により移転の正当性が生まれたし、出羽国府は井口の地が相応しいと認識されていた以上、災害被害を被ろうとも移転は実現しなかったのである。

第2章 陸奥出羽両国の大規模災害と国家の対応

ここでは、東北地方で発生した大規模災害の関連史料の分析を通して、大規模災害に際して律令国家がとった対策について検討するとともに、東北地方(陸奥国・出羽国)の地域性の問題について考察していく。

第1節 天長七年の出羽国地震

天長7年の地震記事は、律令国家がとった対応を詳細に知ることができる史料である。以下にその読解・分析を行う。

【史料5】『類聚国史』巻171 災異5 地震(天長7年正月癸卯(28日)条)

癸卯、出羽国駅伝奏云、

1「鎮秋田城国司正六位上行介藤原朝臣行則今月三日酉時牒僞、

2「今日辰刻、大地震動。響如雷霆。登時城郭官舎并四天王寺丈六仏像四王堂舎等、皆悉顛倒。城内屋仆、擊死百姓十五人、支体折損之類一百余人也。歴代以来未曾有聞、地之割辟、或処卅許丈、或処廿許丈、無処不辟。又城辺大河云秋田河、其水涸尽、流細如溝。疑是河底辟分、水漏通海歟。吏民騒動、未熟尋見。添河霸別河、兩岸各崩塞。其水氾溢。近側百姓懼当暴流、競陟山崗。理須細録損物馳牒。而震動一時七八度、風雪相并、迄今不止、後害難知。官舎埋雪、不能弃録。夫辺要之固、以城為本。今已頽落、何支非常。仍須差諸郡援兵、相副見兵備不虞」²者。

臣未審商量、事在意外。仍且差援兵五百人配遣、准令馳駢言上。但損物色目細録追上。」¹

【史料6】養老公式令50 国有瑞条

凡国有大瑞、及軍機、災異、疫疾、境外消息者、各遣使馳駢申上。

【史料7】養老軍防令17 差兵条

凡差兵廿人以上者、須契勅、始合差發。

【史料8】『類聚国史』巻171 災異5 地震(天長7年4月戊辰(25日)条)

戊辰。詔曰。「朕以菲味、祇膺瑤凶。夙畏三靈、憂勤四海。景化未孚、皇猷尚鬱。咎徵之噴不招而臻。如聞、出羽国地震為災、山河致變、城宇頽毀、人物損傷。百姓無辜、奄遭非命。誠以政道有虧、降斯靈譴。朕之寡德、慙乎天下。静念厥咎、甚倍納隍。夫漢朝山崩、挾修德以攘災。周郊地震、感善言而弭患。然則剋己濟民之道、何能不師古哉。所以特降使臣、就加存撫。其百姓居業震陷者、使等与所在官吏議量、脱当年租調。并不論民夷、開倉廩賑給、助修屋宇、勿使失職。压亡之倫、早從葬埋。務施寬恩、式称朕意。」

【史料9】『類聚国史』巻171 災異5 地震(天長7年5月己卯(6日)条)

己卯。屈百僧於大極殿、転読大般若経一七日。為除地震及疫癘之災也。

秋田城付近で発生した大地震は、秋田城駐在の城司出羽介藤原行則から出羽国府(国司)への牒、そして出羽国司から天皇へ奏(駅伝)により中央に第一報が届けられた。

地震の発生は天長7年正月3日である。秋田城司の牒の日付が「今日酉時」であり、内容本文に「今日辰刻、大地震動」とあるから、3日の朝(辰時)に地震が発生している。地震発生直後から第一次的な被害調査がなされ同日夕方(酉時)付で出羽国への牒が作成される。

さて、秋田城司牒の内容の骨子は援兵派遣の要請にある。すなわち、「夫辺要之固、以城為本。今已頽落、何支非常。仍須差諸郡援兵、相副見兵備不虞」とあり、地震により秋田城が大きな被害を受けた状況では非常に備えることができないので、援兵を差発して非常に備えたい、とある。被害状況の報告は援兵派遣を必要とする状況を説明するためのものである。

秋田城司牒を引用する出羽国司奏の骨子も同様である。奏状の地文には「臣未審商量、事在意外。仍且差援兵五百人配遣、准令馳駢言上」とあるように、天皇の裁決以前に援兵を秋田城に派遣するとともに、後付で認可をもらう、このことのみが申請されている。

以上のような公文が発給されているのは、秋田城司牒に明言されているように、非常の備え、すなわち蝦夷の反乱に備えるためである。この援兵が仮に地震被害の復旧作業に従事したとしても、それは対蝦夷の問題から秋田城の機能を大至急復旧させる必要があったからであろう。単なる施設の復旧という次元の問題ではないと思われる。

以上のように、蝦夷の反乱への備えることが火急の対応であったことは、この災害の第一報が駅伝奏であったことから伺える。この災害に際して出羽国から駅伝奏が出された理由は、単に大規模災害であったからということではなく、緊急的な兵士の動員に関する案件であったからではないだろうか。【史料6】は諸国が馳駢により中央に報告すべき事項を規定したものである。そこには「災異」の他に「軍機」も規定される。【史料7】は兵士20人以上を動員する場合は勅による許可が必要であるとする軍防令の規定である。今回、国司の判断で動員した援兵の数は500人であり、20人を遥かに超えた数である。後述するように、承和年間の蝦夷の不穏な動向に対して国司の判断で援兵を動員した際も、駅伝により兵士動員の追認申請が行われている。

なお、被害状況に関しては奏状の末尾に「但損物色目細録追上」とあり、地震発生直後に直ちに行われた対応・対策ではなかった。本文中にも「理須細録損物馳牒。而震動一時七八度、風雪相并、迄今不止、後害難知。官舎埋雪、不能弁録」とあるように、道理としては損害状況の報告を第一とすべきだが、余震や風雪の影響でそれが叶わないことが述べられている。このような状況下でも優先事項とされたのは、前述のように「城柵における非常の備え」、すなわち、蝦夷の反乱に対処するための体制の立て直しである。ここに陸奥・出羽国での大規模災害時の緊急対応の本質を読み取ることができる。城柵の本質が軍事的な拠点施設であることを伺うことができる。

さて、地震発生直後の緊急対応が一段落してから、賑給・免税が行われる。まずその専使が任命される。嘉祥3年の例と同様に任命記事等は見られないが「検地震使」に相当する専使の任命がなされる。この専使は賑給や免税に関わる政務に従事するものの、その具体的な役割については不明な点が多い。そこで同じく賑給に関わって任命・派遣される賑給使の任務を参考にして検地震使の役割を次のように考える。

野尻忠⁽⁴⁾(以下、敬称略。)が明らかにしたように、賑給使は籍帳で賑給対象者を容易に把握できるような賑給(鰥寡孤独者を対象としたもの)ではなく、対象者数が籍帳等により確認できない、すなわち国司の申請に頼る場合(貧窮者や病人、災害時)の賑給を行う際に派遣される。これは国司の行う賑給を覆検するためであり、国司の不正を防ぐことを目的としている。大規模災害時の賑給も後者に当るから、賑給に関わる検地震使の主要任務は原則として国司が行う賑給を適正に執行させることにあるのだろう。また免税が行われるから、ここでも国司の不正を抑止する必要がある。以上のように大規模災害時には賑給のみならず、他の徳政に関する支出や、施設修繕等のような大きな支出がある。こ

のような災害時支出を適正に行わせることが検地震使の任務であろう。

なお、検地震使は単なる覆検のみを任務としていたわけではなく、【史料 8】の詔中に「其百姓居業震陷者、使等与_レ所在官吏_レ議量、脱_レ当年租調」とあり、国司と供に賑給・減免税の調査や実際の賑給等も行っている。これも国司に帯同し現地での実見を加えることで、適正な災害時支出を行うためであろう。検地震使は地震発生からある程度の期間において任命される傾向にあるが、それは第一次的な調査を任としているからではなく、国司が行う基礎調査・報告が終了し、実際の賑給・減免税が実行されようとする段階で派遣されていることを意味するのではないだろうか。検地震使が派遣される事例（表 1 参照）を概観すると、その派遣までの期間に差異があることが確認できる。これは各事例において基礎調査・報告が終了するまでの期間に相違があったから生じたものであろう。

地震発生日時	場所	検地震使派遣までの期間	備考
弘仁 9・7	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野	約 1 ヶ月 (8 月 19 日)	遣使記事
天長 7・1・28	出羽	3 ヶ月 (4 月 25 日)	賑給等の詔
承和 8・7・5 以前	伊豆	不明 (7 月 5 日)	賑給等の詔
嘉祥 3・10・16	出羽	1 ヶ月 (11 月 23 日)	賑給等の詔
貞観 11・5・26	陸奥 (周辺各国)	3 ヶ月 (9 月 7 日 任命) → 4 ヶ月 (10 月 13 日 詔)	任命記事と詔の二つ有り

表 1 地方発地震の検地震使の派遣

なお、災異は天皇の不徳により引き起こされる天譴であるから、この対応として行われる賑給や減免税等は天皇の徳を増すためという点が第一義である。よって現代的な「復旧」「復興」と同義の意義付けは当たらない。

以上が地震被害に対する現地での対応であるが、これとは別に観念的な災異を鎮めるための方策がなされる。すなわち宗教的行為による除災である。【史料 9】は地震と疫病という二つの災異を除くために大極殿で大般若経を転読している。この疫病は地震の前年の天長 6 年 11 月から続いているもので、疫病の発生と地震との関係は認められない。このように最終的な施策が仏教による除災であったことも、地震被害をあくまで観念的な災異として認識しているからであろう。

以上、天長 7 年地震の一連の対応は、地震発生直後に、まず被害を受けた施設・機関 (城柵・秋田城) からの国府への第一報がだされ、国府ではその対応の判断がなされる。天長七年の場合、第一に問題となったのが蝦夷の反乱を危惧しての秋田城への援兵派遣であった。出羽国司は事態の緊急性により、中央政府・天皇の判断を待たずに援兵 500 人を差発し、後付けで報告と追認申請を行っている。出羽国や陸奥国の場合、蝦夷反乱への対応を最も重視する姿勢は、この後の地震等災異に際しても見られる。

第 2 節 奥郡騒乱と災害 — 貞観地震の前史 —

前節の考察により、陸奥・出羽両国で大規模地震が発生した際に、最も重点が置かれた対応は蝦夷反乱への備えであった。貞観地震の前段階のおおよそ承和年間頃は、この危機認識をさらに強める状況が見られた。以下ではそれら事例を紹介し、貞観地震・津波前史における陸奥国における危機管理認識・体制について考察する。

【史料 10】『続日本後紀』承和 4 年 (837) 4 月戊申 (16 日) 条

戊申、陸奥国言、

「玉造塞温泉石神、雷響振動、昼夜不_レ止。温泉流_レ河、其色如_レ漿。加以山焼谷塞。石崩折_レ木、

更作_レ新沼_一、沸声如_レ雷。如_レ此奇怪不_レ可_レ勝計_一。」
仍仰_レ国司_一、**鎮_一謝災異_一、教_一誘夷狄_一**。

【史料 11】『続日本後紀』承和 4 年(837)4 月癸丑(21 日)条

癸丑。陸奥出羽按察使從四位下坂上大宿禰淨野馳_レ伝奏言、

¹「得_レ鎮守將軍匝瑳宿禰末守牒_一僞、

²「自_レ去年春_一、至_レ今年春_一、百姓妖言、騷擾不_レ止。奥邑之民、去_レ居逃出。事須_レ加_レ添戍兵_一、靜_レ騷赴_上農。又栗原賀美兩郡百姓逃出者多、不_レ得_レ抑留_一」²者。

臣淨野商量、防_レ禍靜_レ騷、須_レ慎_レ未然_一。加以、栗原桃生以北俘囚、控弦巨多、似_レ從_レ皇化_一、反覆不_レ定。四五月所謂馬肥虜驕之時也。儻有_レ非常_一、難_レ可_レ支禦_一。伏望、差_レ發援兵一千人_一、四五月間、結般上下、暫候_レ事變_一。其糧料者、用_レ當処穀_一、依_レ例支給。但上_レ奏待_レ報、恐失_レ機事_一。仍且發且奏」¹者。

賜_レ勅符_一曰、

³「事緣_レ慎_レ機。依_レ請許_レ之。唯克制_レ權變_一。威惠兼施。」³

【史料 12】『続日本後紀』承和 4 年(837)8 月庚申(29 日)条

庚申。勅。陸奥国課丁三千二百六十九人給_レ復五年_一、安_レ慰其情_一。以_レ国司言_一也。

【史料 13】『続日本後紀』承和 6 年(839)3 月乙酉(4 日)条

乙酉。陸奥国百姓三万八百五十八人給_レ復三年_一。為_レ濟_レ窮弊_一也。(後略)

【史料 14】『続日本後紀』承和 6 年(839)4 月丁丑(26 日)条

丁丑。勅_レ符陸奥守正五位下良岑朝臣木連、鎮守將軍外從五位下匝瑳宿禰末守等_一、

¹「得_レ今月十三日奏狀_一、知_レ調_レ發援兵一千人_一。案_レ奏狀_一僞、

²「災星屢見、地震是頻。奥郡百姓、多以畏逃。又胆沢多賀兩城之間、異類延蔓、控弦数千。如有_レ警急_一、難_レ可_レ支禦_一。須徵_レ發援兵_一、靜_レ民赴_上農。又多賀城者、為_レ胆沢之後援_一。不_レ益_レ兵數_一、何以救_レ急。伏願、依_レ件加配、四五月間、結般上下、暫候_レ時變_一。其糧料者、用_レ當処穀_一。但上_レ奏待_レ報、恐失_レ機事_一。仍且發且奏」²者。

兵不_レ予備_一、不_レ可_レ応_レ機。今依_レ請許_レ之。宜_レ能守_レ要害_一兼制_中權變_上。」¹

承和年間を中心とした九世紀中葉頃、陸奥国奥郡では深刻な騒乱状態であった。熊谷公男⁽⁵⁾が明らかにしたように、三十八年戦争の後遺症として、エミシ系の住民と移民系の住民との対立感情が残存し、またエミシ社会内部においても従前の秩序が潰滅し不安定な状態となっていた。このような状況が騒乱状態を生み出していく。以上のような陸奥国奥郡の社会情勢下では、地震等の災異がこの動静に直接的な影響を与えていく。

【史料 10】から【史料 12】は承和 4 年の蝦夷騒乱、【史料 13】と【史料 14】も承和 6 年の蝦夷騒乱に関するものである。

承和 4 年は【史料 11】の鎮守將軍匝瑳末守の牒にあるように、前年の承和 3 年の春から百姓の妖言が広がり、逃げ出す者が続出していた。そのような状況の中、【史料 10】にあるように承和 4 年 4 月に玉造塞温泉石神での噴火が起きる。中央政府は陸奥国司に対し「鎮_一謝災異_一、教_一誘夷狄_一」を命じる。この内「教_一誘夷狄_一」は騒乱状態にある蝦夷を鎮めることを目的としたものであろう。また【史料 11】では、同月中に陸奥出羽按察使の坂上淨野は未然に蝦夷の反乱を防ぐため、独自の判断で援兵 1000 人を差発し、後付けで奏状を出して天皇に追認を求めている。

陸奥出羽按察使坂上淨野が 1000 人という大規模な援兵差発を行った背景には、それまで栗原郡・賀美郡といった宮城県北部地域の情勢が不穏であったことに加え、近隣の玉造郡での噴火により、こ

れに乗じる形で蝦夷の反乱が広範囲(「栗原桃生以北」)にわたって発生することが現実味を帯びたからであろう。

この二年後、承和6年にも同様な状況が現出する。【史料14】の奏状によれば、災星が現れたことや地震が頻発したことで百姓の逃亡が頻発していた。この状況は承和4年のものと同じである。また胆沢城と多賀城の間の地域(宮城県北部・岩手県南部)は「異類延蔓、控弦数千」とあるように蝦夷の不穏な動向が確認されていた。【史料14】は承和4年の【史料11】と同様に蝦夷の反乱に備えるために天皇の許可を待たずに援兵(1000人)を差発し、その追認申請をしているものである。

以上、承和年間頃、陸奥国奥郡の地は非常に不穏な情勢にあり、このような中での噴火や地震といった災異は蝦夷の反乱を誘発するものと危惧されていた。史料上直接に災異との関連が示唆されない例を含めれば、貞観15年(873)頃まで騒乱関係の事例⁽⁶⁾があり、第4章で考察する貞観地震・津波の頃の陸奥国の状況は、騒乱状態が継続しており、災異(地震や火山噴火等)が発生すれば一挙に蝦夷が反乱を起こすと危惧されていたのである。承和以前の特に蝦夷が不穏な情勢を見せていない時期でも、地震等により城柵が被害を受けた際は、蝦夷の反乱が危惧されていた。この点を踏まえれば[騒乱状態→災異発生→蝦夷の反乱]という認識は、災異発生時の対応を組み立てる最も基本的な危機管理認識であったと思われる。

第3章 大規模災害発生時の対応システムと城柵の特質

本章では、これまでの考察を踏まえて、陸奥・出羽両国で発生した大規模災害、とくに地震に際して律令国家がとった対応の本質について簡単なまとめを行う。

陸奥・出羽両国で大規模地震が発生した際、第一に行われたのは朝廷への地震発生の報告である。これは陸奥・出羽両国に限ることではないが、そこで注目すべき点は、援兵の差発等に見られるように、蝦夷の反乱を危惧し、これに備えるために城柵の体制復旧を申上し、または許可に先立ち先行的に実施している点である。天長7年の地震に際しては、具体的な損害報告を差し置いて蝦夷反乱に備えての秋田城の体制復旧(軍事的)がなされていることは、それを裏付ける事例である。

このように蝦夷反乱に備えるという第一次的な対応策は、承和頃に顕著となる奥群騒乱時にはより強力に展開される。すなわち、[騒乱状態→災異発生→蝦夷の反乱]という危機管理認識の下で、陸奥出羽両国の国司は現地対応を行うし、中央政府もこれに異を唱えるようなことはなかった。承和頃の騒乱状態の中で発生した災異に際して、按察使や国司等は早速に援兵の差発を行っている。これは当時の按察使・国司の「機転」として評価するのではなく、災害時マニュアル的に行われたと位置づける方が正しいだろう。

また災害時に蝦夷の反乱に備えるのは承和頃から行われたものではなく、少なくとも天長年間頃からは見られた対応であるから、三十八年戦争終結段階頃からとられていた危機管理認識・体制であったと思われる。前述した熊谷公男の指摘のように、承和頃に顕在化する奥郡騒乱の遠因・原因は三十八年戦争とその終結にある。三十八年戦争後の東北経営には蝦夷反乱が大きな課題として存在していたのであろう。そのような中で発生する災異は、蝦夷の反乱を引き起こす直接的な要因として認識されていたのである。

三十八年戦争以前に関しては史料的な分析ができないため不明としかいいようがない。しかし私見では同様な危機管理認識・体制があったのではないかと推測する。すなわち、そもそもの城柵の存在意義・本質は、対蝦夷政策の軍事的拠点施設というところにある。【史料5】に「夫辺要之固、以城為本」とあるように、城柵の本質を「辺要之固」とする認識は、三十八年戦争以前においても存在していたであろう。憶測の域は出ないものの、三十八年戦争以前、律令国家が蝦夷政策の為に城柵を設置し始めた時点から、災害等により城柵の機能が著しく低下した場合、第一にとられた対応は城柵の機能復旧であったのではないだろうか。

さて、続いて地震発生後に採られる対応策の中では、特に陸奥・出羽両国に特有のものは見られな

い。被害状況・損害状況の報告、賑給等の調査・報告がなされ、これを受けて検地震使の派遣、賑給等が行われることになる。これが通常(陸奥・出羽両国以外)の地震対応策なのであろう。この内、検地震使は国司が行う賑給の実態を実見し覆検することを任とし、他の災害時支出に際しても国司の不正を防ぐことを目的とした専使である。そもそも賑給は天皇の代理として地方行政を行う国司の職務であって、大規模災害時も同様である。検地震使の派遣をもって災害時の賑給や減免税を特別視することはできないだろう。

最後の対応策は宗教的な力を借りた除災行事である。これも陸奥・出羽両国に独自のものではない。なお中央政府が主体となって行う災害対応策の中心はこの宗教的な除災行事である。この点は今後の課題ということになるが、大規模災害発生時の緊急対応や、いわゆる「復興」対策の中心は地方レベルで行われるものであり、おそらく財源等についても特別に京庫の財源等が充てられることなく、基本的には国衙財政の中で賄われるのではないだろうか⁽⁷⁾。

以上のような、律令国家の災害時対策において、陸奥・出羽両国に置かれた城柵は、まさに「非常(=蝦夷の反乱)に備える」施設として、大至急、体制整備が行われる施設である。大規模災害という「非常時」に発動される以上のような対策は、まさに城柵の本質、陸奥・出羽両国の地方支配の特質を浮き彫りにしているのではないだろうか。

第4章 貞観11年の大地震と大津波

前章までは、陸奥・出羽両国で発生した地震について分析し、律令国家がとった対策の本質を明らかにしてきた。本章ではそれらを踏まえて、貞観地震・津波の史料について検討を加える。

【史料15】『日本三代実録』貞観11年(869)5月26日条⁽⁸⁾

廿六日癸未、陸奥国地大震動。流光如_レ昼隱映。頃之、人民叫呼、伏不_レ能_レ起。或屋仆压死、或地裂埋瘞。馬牛駭奔、或相昇踏。城郭倉庫、門櫓墻壁、頽落顛覆、不_レ知_レ其数。海口哮吼、声似_レ雷霆。驚涛涌潮、沂洄漲長、忽至_レ城下。去_レ海数十百里、浩々不_レ弃_レ其涯涘。原野道路、忽為_レ滄溟。乘_レ船不_レ遑、登_レ山難_レ及。溺死者千許。資産苗稼、殆無_レ子遺焉。

【史料16】『日本三代実録』貞観11年(869)9月7日条

七日辛酉、(中略)以_レ從五位上行左衛門権佐兼因幡権介紀朝臣春枝_レ為_レ檢陸奥国地震使。判官一人、主典一人。

【史料17】『日本三代実録』貞観11年(869)10月13日条⁽⁸⁾

十三日丁酉、詔曰、

「義農異_レ代、未_レ隔_レ於憂勞。堯舜殊_レ時、猶均_レ於愛育。豈唯地震_レ周日、姫文於_レ是責_レ躬、旱流_レ殷年、湯帝以_レ之罪_レ己。朕以_レ寡昧、欽_レ若鴻凶。脩德以奉_レ靈心、莅_レ政而從_レ民望。思_レ使_レ率土之内同保_レ福於遂生、編戸之間共銷_レ災於非命。而惠化罔_レ孚、至誠不_レ感、上玄降譴、厚載虧_レ方。如_レ聞、**陸奥国境、地震尤甚。**或海水・暴溢而為_レ患、或城宇頽压而致殃。百姓何辜、罹_レ斯禍毒。愴然愧懼、責深在_レ予。今遣_レ使者、就布_レ恩煦。使与_レ国司、不_レ論_レ民夷、勤自臨撫。既死者尽加_レ收殮、其存者詳崇_レ振恤。其被_レ害太甚者、勿_レ輸_レ租調。鰥寡孤、窮不_レ能_レ自立者、在所斟酌、厚宜_レ支濟。務尽_レ矜恤之旨、俾_レ若_レ朕親覲焉。」

【史料18】『日本三代実録』貞観11年(869)12月14日条

十四日丁酉、遣_レ使者於伊勢大神宮_レ奉幣。告文曰、

「天皇^我詔旨^止、掛畏^岐伊勢^乃度会宇治^乃五十鈴^乃河上^乃下都磐根^尔大宮柱広敷立、高天^乃原^尔千木高知^天、称言竟奉^留天照坐皇大神^乃広前^尔、恐^美恐^美申賜^倍止^申久。去六月以来、大宰府度々言上^多良久、

新羅賊舟二艘筑前国那珂郡乃荒津尔到来天豊前国乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利。又庁楼兵庫等上尔、依有_二大鳥之恠_一天卜求尔、隣国乃兵革之事可_レ在_二卜申利。又肥後国尔地震風水乃災有天、舍宅悉仆顛利。人民多流亡多利。如_レ此之災比古来未_レ聞止、故老等毛申止言上多利。然間尔、陸奥国又異_レ常_レ震_レ地震之災言上多利。自余国々毛、又頗有_二件災_一止言上多利。伝聞。彼新羅人_レ渡我日本国止久_レ岐世時与利相敵美来多利。而今入_二来境内_一天、奪_二取調物_一利天、無_二懼沮之氣_一。量_二其意況_一尔、兵寇之萌自_レ此而生加。我朝久無_二軍旅_一久專忘_二警備_一多利。兵乱之事尤可_レ愼恐。然我日本朝_レ所謂神明之国奈利。神明之助護利賜_レ、何乃兵寇加可_レ近来_一岐。况掛_二毛畏_一岐皇大神_レ、我朝乃大祖止御座天、食国乃天下乎照賜比護賜利。然則他国異類乃加_レ侮致_レ乱_一倍岐事乎、何会聞食天、驚賜比拒却介賜_レ波須在_二牟。故是以王從五位下弘道王、中臣雅樂少允從六位上大_二中臣朝臣冬名等_一乎差使天、礼代乃大幣帛_レ、忌部神祇少祐從六位下齋部宿祢伯江加弱肩尔太褻取懸天、持齋令_レ捧持_一天奉出給布。此状乎平介久聞食天、假令時世乃禍乱止之天、上件寇賊之事在_二倍岐物奈利止毛、掛_二毛畏_一支皇大神国内乃諸神達乎毛唱導_レ岐賜比天、未_レ登向_一之前尔沮拒排却賜倍。若賊謀已熟_二天兵船必来_一倍久在_レ波、境内尔入賜_レ目須之天、逐還漂没女賜比天、我朝乃神国止畏憚_レ礼来_レ礼留_レ故夷乎澆多之失比賜布奈。自_レ此之外尔、假令止之天、夷俘乃逆謀叛乱之事、中国乃刀兵賊難之事、又水旱風雨之事、疫癘飢饉之事尔至_二万天_一尔、国家乃大禍、百姓乃深憂止毛可_レ在_二良牟乎波、皆悉未然之外尔_レ弘却鎖滅之賜天、天下无_二躁驚_一久、国内平安尔鎮護利救助賜比皇御孫命乃御體乎、常磐堅磐尔与_二天地日月_一共尔、夜護昼護_レ護幸倍矜奉給_レ倍止、恐_レ美恐_レ美毛申賜_レ久止申。」

【史料 19】『日本三代実録』貞観 11 年(869)12 月 17 日条

十七日庚子、去夏、新羅海賊掠_二奪貢綿_一。又有_二大鳥_一、集_二大宰府庁事并門楼兵庫上_一。神祇官陰陽寮言、

「当_レ有_二隣境兵寇_一。肥後国風水、陸奥国地震、損_二傷廡舍_一、没_二溺黎元_一。」

是日、勅命_二五畿七道諸国_一、班_二幣境内諸神_一、予防_二後害_一。

【史料 20】『日本三代実録』貞観 11 年(869)12 月 29 日条

[石清水八幡宮への告文]

【史料 21】『日本三代実録』貞観 12 年(870)1 月 25 日条

廿五日戊寅、(中略)散位從五位上小野朝臣春枝為_二陸奥介_一。(後略)

【史料 22】『日本三代実録』貞観 12 年(870)2 月 15 日条

[宇佐八幡宮・香椎廟・宗像神社・甘南備神社・仁明天皇陵・文德天皇陵・神功皇后陵への告文]

【史料 23】『日本三代実録』貞観 12 年(870)3 月 27 日条

廿七日己卯、(中略)從五位上行陸奥介小野朝臣春枝為_二權守_一。鎮守將軍從五位下御春朝臣峯為_レ介。將軍如_レ故。(後略)

【史料 24】『日本三代実録』貞観 12 年(870)3 月 29 日条

廿九日辛巳、從五位下行对馬守兼肥前權介小野朝臣春風奏言、

「故父從五位上小野朝臣石雄家羊革甲一領、牛革甲一領在_二陸奥国_一。去弘仁四年賊首吉弥侯部止彼須可牟多知等逆乱之時、石雄着_二彼甲_一、討_二平殘賊_一。厥後兄春枝進_レ之、望請、給_二羊革甲_一、以充_二警備_一、歸京之日、全以進_レ官。」

詔許_レ之。其牛革甲給_二陸奥權守小野朝臣春枝_一。

【史料 25】『日本三代実録』貞観 12 年(870)9 月 15 日条

十五日甲子、遣_二新羅人廿人_一、配_二置諸国_一。清倍、鳥昌、南卷、安長、全連五人於武蔵国。僧香

嵩、沙弥伝僧、関解、元昌、卷才五人於上総国。潤清、果才、甘参、長焉、才長、真平、長清、大存、倍陳、連哀十人於陸奥国。勅、潤清等処_下於彼国人掠_二取貢綿_一之嫌疑_上、須_下加_二重譴_一以肅_中後來_下。然肆_レ眚宥_レ過。先王之義典、宜_下特加_二優恤_一、安_二置彼国沃壤之地_一、令_上得_二穩便_一。給_二口分田當種料_一、并須_二其等事一依_二先例_一。至_二于種蒔秋獲_一、並給_二公糧_一。僧沙弥等安_二置有供定額寺_一、令_二其供給_一。路次諸国、並給_二食馬隨身雜物_一、充_二人夫運送_一。勤存_二仁恕_一、莫_レ致_二窘苦_一。太政官宣_久、新羅人大宰府乃貢綿_平盜取_{礼利}。潤清等廿人同_久此疑_尔処_{世利}。須_久波其由_平責勘_天、法乃任_尔罪_{奈倍}給_{倍久}有_{礼止毛}、罪_乎免_{之給比}、身_乎矜_{給比天}、安_{可留へ支所止量給天}、清倍等五人_{乎波}武蔵国_尔、元昌等五人_{乎波}上総国_尔、潤清等十人_{乎波}陸奥国_尔退給_{波久止}宣。潤清、長焉、真平等、才長_二於造瓦_一。預_下陸奥国修_二理府_一料造_レ瓦事_上。令_下長_二其道_一者相從伝習_上。(後略)

貞観地震・津波の発生から諸対策がとられるまでの概要は以下のごとくである。地震の発生は貞観11年5月26日で、「流光如_レ昼隱映」とあることから夜間に発生したものでしょうか。地震によって多くの建物が倒壊し、直後に発生した津波でも多くの被害が出ている。

史料上、地震後にとられた初めて対策は9月7日の検陸奥国地震使の任命である。紀春枝⁽⁹⁾を長官とし判官1人、主典1人の計3人で構成される三等官制の専使である。検地震使は他の地震の例と同様に、災害時支出を適正に行うことを目的とし、賑給や免税、及びそれに関わる実見・覆検を主な任務としている。9月7日に任命された検地震使は10月13日の天皇の詔を受け、これを帯して陸奥国に赴く⁽¹⁰⁾。

この後の対応の中心は、他の大規模災害と同様に、除災に関わるもの【史料 18・19・20・22】と、蝦夷の反乱に備えた軍事強化である。除災については、陸奥国地震のみならず、肥後国の風水害・新羅海賊の問題を一括して行われているが、諸社・諸陵への告文を見ると、その中心は新羅海賊・外寇に対するものである。なお告文中にも蝦夷反乱の事が記されていることから、次に述べる軍事強化とも連動していることは注意すべきである。

軍事強化については以下のような策がとられる。翌年1月25日に小野春枝を陸奥介に(【史料21】)、3月27日に同人を陸奥権守とする(【史料23】)。この小野春枝に関わる人事が軍事強化と見るのは【史料24】からである。【史料24】では肥前権介小野春風の奏により、父の小野石雄が弘仁4年の蝦夷征討に際して着用していた甲で、後に朝廷に進上されていたものを拝領したいというものである。ここでは小野春風に加え、兄の春枝にも二領の内の一領を授けている。この春枝・春風の兄弟への甲の拝領は、西の新羅海賊警固と東の蝦夷反乱に対するものだろう。軍事の名門であり、父親が蝦夷制圧の実績を持つ小野春枝の陸奥介・陸奥権守への登用は陸奥国の軍事強化の一環とみるべきだろう。また【史料23】では小野春枝の権守昇進により欠員となった陸奥介に、鎮守將軍の御春峯能を任命する。この任官では鎮守將軍の職をそのままとしているから、鎮守府と国府との連携を図った軍事的な人事だったと思われる。

貞観地震・津波に関わって最後に見られる史料が【史料25】で、捕縛された新羅海賊の内、造瓦に長けた者を陸奥国に配して、国府修理料の造瓦の分に充てたものである⁽¹¹⁾。【史料15】には「城郭倉庫、門櫓牆壁、頽落顛覆」とあって、瓦葺らしき建築物が多く倒壊していることから、瓦の生産が必要となったのであろう。無論、官衙の修復はこれ以前に始まっているが、具体的な開始時期は不明である。

さて、貞観地震・津波に関わって、最も注目されているのが被害状況の特定である。特に東日本大震災以降、貞観地震と東日本大震災との関連性が注目され、現代的な問題として「過去の地震の被害状況を知る」といった観点からの研究が精力的に進められている。

以上のような研究動向の中で、貞観地震・津波の被害状況を探る上で最も重視されている史料が【史料15】であり、これを陸奥国からの第一報として実際の被害状況が具体的に記されるものとして扱っている⁽¹²⁾。しかし【史料15】に記される被害状況等を史実として認識してもよいだろうか。歴史学・古代史の分野から貞観地震・津波の研究を行うに際しては、被害状況の想定を行うに先立って、使用する史料の史料批判を行わなければならないだろう。以下では、この点を検討の中心に据えて、最終的

に津波被害域に関する現状の理解の問題点について指摘していく。

まず注目するのが、地震記事が地震発生日時に付けて『日本三代実録』に採録されていることである。地方で発生した地震に関して、地震採録の日付と地震発生日時に注目して六国史を見ていくと、その採録方は次の二つに分類される(表2参照)。

日付	記事冒頭文言	出典	発生地域	記事分類
大宝1・3・己亥	丹波国地震三日、…	『続日本紀』	単	2
和銅8・5・乙巳	遠江国地震、…	『続日本紀』	単	2
和銅8・5・丙午	参河国地震、…	『続日本紀』	単	2
天平16・5・庚戌	肥後国雷雨地震、…	『続日本紀』	単	2
天平17・4・甲寅	通夜地震、三日三夜、美濃国櫓館正倉仏寺堂塔…	『続日本紀』	単	2
天平宝字6・5・丁亥	美濃、飛騨、信濃等国地震、…	『続日本紀』	複	2
弘仁9・7	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等国地震、…	『日本後紀』	複	2
天長7・1・癸卯	出羽国駅伝奏云、鎮秋田城国司正六位上行介藤原朝臣行則今月三日酉時牒稱、今日辰刻、大地震動、…	『日本後紀』	単	1
承和8・2・甲寅	信濃国言、地震、…	『続日本後紀』	単	1
嘉祥3・10・庚申	出羽国言上、地大震裂、…	『続日本後紀』	単	1
貞観5・6・17	越中、越後等国、地大震、…	『日本三代実録』	複	2
貞観10・7・15	播磨国言、今月八日、地大震動、…	『日本三代実録』	単	1
貞観11・5・26	陸奥国地大震動、…	『日本三代実録』	(複)	2
元慶2・9・29	是日、関東諸国地大震裂、相模武蔵特為尤甚、…	『日本三代実録』	複	2
元慶4・10・27	出雲国言、今月十四日、地大震動、…	『日本三代実録』	単	1

表2 正史における地方発生地震の採録形態

すなわち、

- 1 国司等からの報告の公文の日付に地震記事を採録する。
- 2 地震が発生した日(または月)に地震記事を採録する。

以上の二つの内、第一の場合は記事冒頭に「某国言上」「某国言」等のような文言がある。この場合、地震発生日時は本文中に「今月〇日地震」のように、別途地震発生日時が記される例もあるから、記事採録日時は報告公文の日付と考えるのが妥当であろう。またこの冒頭文言からして、報告した公文(解や飛駈奏など)等を比較的忠実に引用している可能性が高い。この形式は『続日本紀』以前には見られず、『日本後紀』以降は標準的な地震記事の採録方である。

第二の場合は、「某国言上」のような文言はなく、直接に地震発生のことが記される。この記載方は『続日本紀』では地震記事の標準的なものであるが、『日本後紀』以降、類例は減少する。『日本後紀』以降、この記載方が採られる地震には次のような特徴がある。すなわち、『日本後紀』弘仁9年7月是月条では「相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等国地震、」、『日本三代実録』貞観5年6月17日条では「越中、越後等国、地大震、」、『日本三代実録』元慶2年9月29日条では「是日、関東諸国地大震裂、相模、武蔵特為尤甚、」とあるように、一国に留まらず、広範囲にわたり被害が広がっている。

この第二の記載方が採られたのは次のような理由によるのであろう。すなわち、このような地震の場合、複数の国から地震やその被害の報告が発せられる。また各国から発せられる公文の日付は必ずしも一定しない。よって第一のような標準的な採録方を取ると、複数日・複数国にわたって地震記事が重複してしまうことになる。つまり、このような場合は地震記事を発生日時に付ける採録方が適切である。

また、このような採録方を採用した場合には、正史の記事が特定の報告公文を引用しているとの前提は成り立たなくなる。すなわち、複数国の報告公文から地震に関する総合的な記事が成文される可

能性が生まれるし、また被害報告の公文は一国一度に限らない(嘉承3年の例)からである。このような可能性を考慮すると、第二の採録方が採られる記事に関しては、ある段階で成文されたものと見るほうがよい。それではその「ある段階」とは何時か。断案は持ち得ないが、私見では正史編纂段階でなされた可能性を一番に考慮しておくべきではないかと考える。他の段階でこのような文章を成文しておく必然性が見当たらないからである。

さて、貞観地震・津波の記事は第二の記載方で『日本三代実録』に採録されている。【史料15】では陸奥国一国のこのように記されているが、【史料18】の伊勢神宮への告文中に「然間^平、陸奥国又異^レ常^奈留地震之災言上^多利。自余国々^毛、又頗有^一件災^止言上^多利」とあり「自余国々」も被害報告公文を發している。また【史料17】の詔中には「陸奥国境、地震尤甚」とある「陸奥国境(=陸奥国の内)」の被害が最も甚大であるという記述は、周辺国の被害状況を勘案した上でのものであるから、地震発生から詔が發せられた同年10月までの間に複数国からの被害報告公文が提出されていたと考えるべきだろう。

以上の検討により、貞観11年の陸奥国地震・津波の事を記した【史料15】を地震発生直後に陸奥国から中央政府に出された被害報告の第一報の文章とするのは自明のことではなく、正史編纂段階での成文である可能性を十分に考慮して内容を読み解く必要があると考える。

続いては貞観11年の陸奥国地震・津波の基本史料が以上のような性格であることを踏まえたくうで、津波被害の実態について再検討を行いたい。【史料15】でしばしば注目されるのは「忽至^一城下^一」であり、この文言が多賀城南面で発見されている方格地割域にまで津波が到達していることを想起させている。果たしてこの解釈は可能であろうか。問題は「城下」を「多賀城のふもと=方格地割域」と理解できるか否かという点にある。

熊田亮介⁽¹³⁾は史料用語としての「城下」には広狭二義があるとする。狭義には城柵近辺を意味する言葉である。対して広義の意味については、例えば『日本三代実録』元慶2年7月10日条に「又秋田城下賊地者、上津野、火内、楡淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、焼岡十二村也。向化俘地者、添河、霸別、助川三村也」とあり、賊地12村と向化俘地3村とが「秋田城下」として把握されている。この「城下」の用例が広義であり、すなわち城柵隣接地に限らず政治的に管轄している地域という意味合いがある。

この「城下」の広狭二義に関して、私見では熊田が指摘する広義の意味が基本的なものであると考える。例えば熊田が狭義と位置づけた『日本三代実録』元慶2年10月12日条「八月廿九日逆賊三百余人、**来^一於城下^一**願^見官人^一特得^上乞^降」も広義と理解すべきだろう。これと同じ事柄について述べた『日本三代実録』元慶3年3月2日条には「其後賊三百許人、**詣^一秋田城^一**乞^降」とある。つまり当然のことながら帰降する蝦夷は秋田城に赴くのであり、「秋田城の近辺」に参上するというのは不可解である。前者の「城下」も秋田城管轄外の地域から管轄内の地域(「城下」)にやってきて帰降を請うたと理解すべきではないだろうか。

同じく狭義の例とされる『続日本紀』神護慶雲3年正月己亥条「又被天平宝字三年符、差^一俘浪一千人^一、以配^一桃生柵戸^一。本是情抱^一規避^一、萍漂蓬転、**将^一至^一城下^一**復逃亡」の「城下」も桃生城の近隣地域ではなく、桃生城が政治的に管轄する地域の意としても解釈可能である。

また、皆麻呂の乱の記事である『続日本紀』宝龜十一年三月丁亥条には「**城下**百姓競入欲^一保^一城中^一」と多賀城の「城下」のことが記される。発掘調査成果を踏まえればこの段階で方格地割は成立していないから、少なくとも「城下」が整然とした区割を持つ街区を意味する言葉ではないことは明白である。

では多賀城の「城下」を政治的管轄地と単純にみなすことはできるだろうか。問題は多賀城が陸奥国府である以上、その政治的管轄地域とは陸奥国全域ということになってしまう。しかし「(国)府下」ではなく「城下」であることを踏まえれば「城」の字を採用した意義は重視すべきだろう。そこで私見では次のように考える。すなわち、陸奥国は多賀城や他の城柵が設置されており、時代により各個城柵が管轄していた地域は異なる。宝龜の場合では多賀城の他に伊治城や直前に攻め込まれた桃生城があり、貞観の場合も胆沢城がある。このような状況で使用される「城下」には国域をある程度分割する言葉であ

るところが本義であったのではないだろうか。

前述したように【史料 15】は、さまざまな報告公文を元に成文されたものである。『日本三代実録』の編者は広範囲にわたった津波被害を説明するのに最も相応しい言葉として「城下」を選択したのである。この点を重視すれば、「城下」の本義よりも若干柔軟性を帯びている可能性もあろう。すなわち、「多賀城を中心とした広範な地域」という意味である。

以上の検討から、方格地割域はあくまで「城下」を構成する一部の地域でしかないことになるから、「忽至_城下_」の文言を根拠に方格地割域に津波が到達したと論断することはできなくなる。

「城下」を以上のように解する理由はもう一つある。すなわち、仮に「城下」が方格地割域を指す文言であれば、先行研究の理解のように方格地割域は津波による被害を受けているはずである。しかし【史料 15】の被害記事の内容からそれを伺うことはできない。

【史料 15】では地震被害と津波被害を明確に書き分けている。地震による被害は「或屋仆圧死、或地裂埋殮。馬牛駭奔、或相昇踏。城郭倉庫、門櫓墻壁、頽落顛覆、不_レ知_レ其数_レ」とあり、建物倒壊による圧死者と、倒壊した建物の被害が述べられる。特に「城郭倉庫、門櫓墻壁」とあるように、官衙施設に甚大な被害が出ている様子が伺われる。対して津波による被害は「原野道路、惣為_レ滄溟_レ。乗_レ船不_レ遑、登_レ山難_レ及。溺死者千許。資産苗稼、殆無_レ子遺_レ焉」⁽¹⁴⁾とあり、原野や道路が浸水している状況が述べられる。被害内容は溺死者と「資産苗稼」と生産関係のものが挙げられる。貞観地震・津波に被災した当時、方格地割域がどのように使用されていたかは考古学の領域であるので詳述はしないが、一般百姓が宅地を班給されて日常生活を行う生活圏であるとか、田畑が広がる生産域として使用されていたわけではないだろう。津波被害記事ではこのような一般百姓の生活・生産域に甚大な被害が出ているように記していると思われる⁽¹⁴⁾。

以上、貞観地震・津波に関して文献資料からのみの分析を試みた。特に陸奥国からの被害報告第一報とされる【史料 15】は、必ずしもそのような性格の文章ではなく、多くの関連文章から成文されたものであることは明らかにしえたのではないだろうか。また以上の史料批判を踏まえれば、津波被害域の理解に関しても再考の余地がある。少なくとも文献資料からは多賀城南面の方格地割域まで津波が到達したことは証明できない。この点に関しては例えば地質学的な調査により証明されるべき性質のものではないだろうか。

おわりに

以上、古代史上、東北地方で発生した大規模自然災害に関する文献史料の検討を行ってきた。明確な結論は持ち合わせないが次の点を指摘する。

第一に、大規模災害発生時において陸奥・出羽両国が執る第一次的な対応は、蝦夷反乱に備えるための体制整備である。そのような中で城柵は非常に備えるための拠点施設であるから、真っ先に体制復旧が行われるのである。援兵の差発等はその好例である。

第二に、貞観地震・津波について詳細な被害記事を載せている『日本三代実録』貞観 11 年 5 月 26 日条は、『日本三代実録』編纂段階で成文された文章である可能性が高いから、この点を考慮して内容読解を行う必要がある。私見では「忽至_城下_」は多賀城南面の方格地割域を指すものではなく、むしろより広範な地域を指すものであるから、この文言から津波被害域を想定するのは困難であると考ええる。

註

- (1) 鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」(『古代東北の支配構造』吉川弘文館、1998 年、初出は 1991 年)・「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」(『同』)。
- (2) 養老軍防令 53 城隍条には「凡城隍崩頽者、役_レ兵士_レ修理、若兵士少者、聽_レ役_レ随近人夫_レ、遂_レ閑月_レ修理、其崩頽過多、交闕_レ守固_レ者、隨即修理、役訖具録申_レ太政官_レ、所_レ役人夫、皆不_レ

- 得_レ過_二十日_一」とあり、城隍の修理は兵士が担うことが規定されており、『続日本後紀』承和 10 年 4 月丁丑条には「陸奥鎮守將軍從五位下御春朝臣浜主言、健士元勳位人也、既脱_二調庸_一、亦無_二課役_一、承前之例、撰_二其武芸_一、特号_二健士_一、給_レ糧免_レ租、結_レ番直戍、而勳位悉尽、無_二人充行_一、仍任_二格旨_一、差_二行白丁_一、全給_二公糧_一、兼免_二調庸_一、人同役異也、請射下健士、准_二兵士下兵_一、同令_レ役_レ修_二理城隍_一、許_レ之」とし、兵士による城隍修理を前提として健士にも城隍修理を行わせている。
- (3) 今泉隆雄「秋田城の初歩的考察」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、1995 年)。
- (4) 野尻忠「律令制下の賑給使と地方支配機構」(『史学雑誌』110-9、2001 年)。
- (5) 熊谷公男「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、1995 年)。
- (6) 『続日本後紀』承和 7 年 3 月壬寅条、『日本文徳天皇実録』斉衡元年 4 月壬午条、斉衡 2 年正月丙申条、同年同月戊申条、『日本三代実録』貞観 15 年 12 月 7 日条、等。
- (7) 通常の国衙における官衙修理の財源には、弘仁 2 年 9 月 24 日格(『類聚三代格』卷 12 所収)に「或不_レ修_二少損_一、終成_二大破_一、至_二于修理_一多用_二正税_一」とあるように正税が充てられる。しかし弘仁 11 年閏正月 20 日格(『貞観交替式』)により、公出挙の一部に修理料稲を設置し、その運用利稲を修理財源とすることになる。その後、例えば西海道諸国では公営田の穫稲の一部を修理料として充てているし(『類聚三代格』弘仁 14 年 2 月 21 日格)、越前国と加賀国では正税を用いて修理に充て、正税を出挙して填納することとしている。
- (8) 傍点部については齋野裕彦「仙台平野中北部における弥生時代・平安時代の津波痕跡と集落動態」(研究代表・田口洋美、平成 19 年度～平成 23 年度私立大学学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」研究成果報告書『東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究』、東北芸術工科大学東北文化研究センター、2012 年)が慶長写本(国立公文書館・内閣文庫)に依拠する形で、文字の異同確認、及び校訂作業をしている。主要な校訂箇所は以下の通りである。【史料 15】の「頃之」を「頃久」とする。しかし「頃久」という用例は管見の限りは見られないから、「頃久」は書写段階の誤りであり、原文は「頃之」であったとみてよいだろう。同じく【史料 15】の「涌潮」を「涌湖」、【史料 17】で「或海水暴溢」を「或海水海暴溢」とする。これにより貞観津波に関する記事中に「湖」や「水海」という文言を確認、これが多賀城の南、仙台市沼向遺跡付近の潟湖の存在を示すものとする。しかし、この点や他関連史料の解釈については疑問がある。この批判については別稿を準備したい。
- (9) 紀春枝の任命理由について、註(8)前掲齋野論文、及び柳沢和明「『日本三代実録』より知られる貞観十一年(八六九)陸奥国巨大地震・津波の被害とその復興」(『歴史』119、2012 年)により、木工寮の官歴を持つ技術系官人であることが重視されたとの指摘がある。また柳沢は今泉隆雄説を受け検非違使を兼帯していることも要因として挙げる。私見では本文中で示した検地震使の職務からも、この両者が任命に強く影響していると考ええる。検非違使に関しては補論の必要はないが、木工寮については、検地震使は官衙修繕に関する支出に関しても実見・覆検を行ったと考えられるから、その判断を下す上でこの官歴が重視されたのだろう。
- (10) 石井正敏「貞観十一年の震災と外寇」(歴史学研究会編『震災・核災害の時代と歴史学』青木書店、2012 年)。
- (11) この史料に見られる「預陸奥国修理府料造瓦事」という文言から「陸奥国修理府」という機関を想定する見解が多く見られる。しかし『青森県史 資料編 古代 1 文献史料』(2001 年)のように「預_二陸奥国修_二理府_一料造_レ瓦事_一」と返り点をふり、「陸奥国での府を修理する料(財源)の内の造瓦の事に預ける」と訳するのがよいだろう。この部分の読解、及び「陸奥国修理府」という機関が存在し難いことについては、二上玲子「文献史料からみた貞観地震に関する一考察」(『市史せんだい』22、2012 年)が詳論している。
- (12) 保立道久『歴史のなかの大地動乱』(岩波新書、2012 年)はこの点を積極的に論じている。保立は

【史料 15】中にみられる「去海数十百里」という文言が漢文独自の表現方法であって、8～9 世紀の史料ではこのみで見られるものであることを重視し、当時の陸奥守である良岑経世（文人として名高い良岑安世の係累か）であれば作文できたとする。

(13) 熊田亮介「蝦夷と古代国家」（『古代国家と東北』吉川弘文館、2003 年）。

(14) 註(8)前掲斎野論文では、津波被害に関する記述が、実際の被害内容と異なる可能性を指摘する。斎野は七北川河口に近い沼向遺跡ではこの段階の集落が確認できないことを論拠としているが、私見のように、あくまで正史編纂段階で、諸資料を参考として成文された記事と考えれば、次のような解釈が可能であろう。すなわち、多賀城近辺以外の沿岸部での被害に関する報告に基づいた成文か、若しくは津波被害は沿岸地域に限定され、その内容は百姓自身の人命とその資産であろうとの推測に基づいて成文された、と。

【補注】本稿は検討会終了後に誤植の修正や追記をしたものであるが、論旨等に一切の変更はない。